

榛南・南遠広域都市計画用途地域の変更(牧之原市決定)

榛南・南遠広域都市計画用途地域の変更

榛南・南遠広域都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の后退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居 専用地域	約 27 ha	8/10以下	4/10以下	—	200㎡	10m	建築物の敷地面積の最低限度の適用除外規定については別紙のとおりとする。
	約 10 ha	8/10以下	5/10以下	—	200㎡	10m	
	約 7.1 ha	8/10以下	5/10以下	—	180㎡	10m	
	小計 約 43.9 ha						
第二種中高層住居 専用地域	約 15 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	—	18.1%
	約 87 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	—	
	約 62 ha	15/10以下	6/10以下	—	—	—	
	小計 約 164.0 ha						
第一種住居地域	約 248 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	27.4%
第二種住居地域	約 81 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.0%
近隣商業地域	約 53 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	5.8%
商業地域	約 7.4 ha	40/10以下	—	—	—	—	0.8%
準工業地域	約 24 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.7%
工業地域	約 29 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.2%
工業専用地域	約 254 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	28.1%
合計	約 903.6 ha			—	—	—	100.0%

備考欄は種類の面積の合計に対する値

「種類、位置及び区域は変更前計画図表示のとおり」